

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号

日本冶金工業株式会社

代表取締役 木 村 始  
社 長

## 第132期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第132期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成26年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |  |
|-----------------|--|
| 1. 日 時          | 平成26年6月26日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所          | 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号<br>かわさき双輪荘1階<br>(末尾の会場ご案内略図をご参照ください)  |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 1. 第132期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第132期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項         |  |
| 第1号議案           | 取締役2名選任の件  |
| 第2号議案           | 監査役1名選任の件  |
| 第3号議案           | 補欠監査役1名選任の件  |
| 第4号議案           | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件  |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の総会会場におきましては、節電の観点により空調温度を高めを設定する予定であります。これにともない、当社職員は軽装にて対応させていただきたく存じますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nyk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成25年4月1日  
至 平成26年3月31日)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、各種景気刺激策や円安局面の継続などにより企業収益の改善が見られ、緩やかな回復傾向が続きました。

しかしながら、ステンレス特殊鋼業界につきましては、国内市場では需要回復の兆しが見えてきたものの、海外市場では中国経済の成長鈍化などにより、年度を通じて需要の盛り上がりを欠く結果となりました。

このような経営環境の中、当社グループとしましては、戦略分野である高機能材の拡販のため、昨年6月に拡販戦略の立案・推進等を担う組織として高機能材営業推進部を設立し、エネルギー・環境といった成長分野にターゲットを絞ったアプローチを強化してまいりました。また、本年2月にはシンガポールの現地法人が営業を開始し、日・米・欧・亜（中国・アセアン）のグローバル販売体制を確立いたしました。

こうしたグローバル市場における一層の営業強化による販売拡大に取り組んでまいりました結果、前連結会計年度を上回る販売数量を確保し、当連結会計年度の当社の高機能材の売上高は318億4百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。また、一般材につきましても販売価格の是正に取り組んでまいりました結果、当社の売上高は620億62百万円（前連結会計年度比18.4%増）となりました。

他方、コスト面では、平成25年度の黒字化を目的とした「総コスト削減計画」に基づく諸施策を着実に実行することにより、収益の改善を図ってまいりました。電力料金値上げを始めとしたエネルギーコストの増加等もありましたが、ほぼ目標通りのコストダウンを実現いたしました。

この結果、当連結会計年度の経常利益につきましては、前連結会計年度比70億74百万円増の6億13百万円となりました。また当連結会計年度の最終利益につきましては、前連結会計年度比78億45百万円増の4億80百万円となりました。

このような収益状況ではありますが、電力供給の問題やインドネシアのニッケル鉱石輸出規制など、当社を取り巻く環境は依然として不透明なものとなっております。こうした経営状況を鑑み、剰余金の配当に関しましては、誠に遺憾ながら見送らせて頂きたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

## ② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、事業環境の動向を踏まえ、最も重要な戦略商品として位置づけている高機能材の競争力強化のための投資と、環境・省エネルギー関連投資および事業基盤強化のための投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は、34億82百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金および借入金により充当いたしました。

## (2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済動向につきましては、アベノミクス効果や復興需要および東京オリンピック開催に伴う特需の影響などを背景に、景気回復の流れが続くと期待されますが、当社を取り巻く環境には、電力コストの高止まりやインドネシアのニッケル鉱石輸出規制など、依然として厳しいものがあります。

こうした経営環境の中で当社グループでは、安定した経常黒字の確保と復配を実現するとともに、国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くことを目標に、『中期経営計画2014』を策定いたしました。本計画の諸施策の実行を通じて、高機能材競争力ナンバーワンを目指すとともに、エネルギーコストの低減、業務改革の継続、技術・設備の革新を通じた成長力の確保や人材育成への注力によって企業基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 【中期経営計画2014の概要】

#### 1. 収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略

##### (1) 高機能材拡販戦略の深化

- ① 成長事業分野・業種への取り組み
- ② 国内外における販売体制の強化

##### (2) 高機能材事業の競争力強化策

- ① 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
- ② 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
- ③ アライアンスの積極活用
- ④ 納期競争力の強化

(3) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化

① 高機能材の付加価値の拡大

(4) 一般材事業の強化

## 2. 企業インフラの整備

(1) エネルギーコスト上昇への対応

(2) 業務改革の継続

(3) 技術基盤の強化と人材育成

(4) グループ会社の生産、販売の連携強化

## 3. 設備投資内容～今後3年間で約140億円の設備投資を計画

(内訳) ・競争力強化関連	30億円
・事業基盤強化	85億円
・関係会社関連	25億円

## 4. 環境への取組み

環境保全活動の推進により地域社会との協調連帯を図り、また、資源の有効活用により、省資源・リサイクル・省エネルギーを推進し、持続可能な循環型社会の創出に貢献していきます。

## 5. 内部統制への取組み

企業集団における業務の適正を確保するための体制の維持向上に努めていくとともに、内部通報制度の機能拡充等によって、迅速な情報収集を進め、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行っていきます。

## 6. 中期経営計画2014の達成目標

- ・高機能材部門5,000トンの事業構造への転換により、安定収益基盤の確立を目指します。
- ・経常利益は、連結ベース40億円、単体ベース30億円の達成を目指します。

(注) 中期経営計画2014の詳細につきましては、当社ホームページ ([http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir\\_news\\_140328.pdf](http://www.nyk.co.jp/files/pdf/ja/ir_news_140328.pdf)) をご参照ください。

### (3) 財産および損益の状況

#### ① 直前3連結会計年度

区 分	第129期 平成22年度	第130期 平成23年度	第131期 平成24年度	第132期 (当連結会計年度) 平成25年度
売上高 (百万円)	138,781	134,860	108,817	119,903
経常利益(△損失) (百万円)	△439	1,355	△6,461	613
当期純利益(△損失) (百万円)	△10,467	839	△7,365	480
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△84.61	5.92	△47.61	3.10
総資産 (百万円)	146,330	149,869	140,808	137,370
純資産 (百万円)	32,629	37,829	30,461	30,998

#### ② 直前3事業年度

区 分	第129期 平成22年度	第130期 平成23年度	第131期 平成24年度	第132期 (当事業年度) 平成25年度
売上高 (百万円)	112,258	107,294	84,340	95,215
経常利益(△損失) (百万円)	△1,020	1,349	△6,310	322
当期純利益(△損失) (百万円)	△7,601	1,596	△7,378	△430
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△61.45	11.26	△47.69	△2.78
総資産 (百万円)	130,935	135,242	127,443	122,715
純資産 (百万円)	35,171	41,063	33,694	33,277

<ご参考> 当社の売上高内訳表

区 分			第131期 平成24年度 (A)	第132期 平成25年度 (B)	前期比 (B) / (A)
高機能材	販売量	千トン	39.6	40.1	101.3%
	売上高	百万円	30,498	31,804	104.3%
ステンレス鋼板	販売量	千トン	192.3	213.0	110.8%
	売上高	百万円	52,427	62,062	118.4%
その他	売上高	百万円	1,416	1,350	95.3%
	合計	売上高 百万円	84,340	95,215	112.9%
うち輸出	売上高	百万円	23,348	26,267	112.5%

#### (4) 重要な子会社の状況 (平成26年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナストーア株式会社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナス鋼帯株式会社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナス物産株式会社	560	98.21	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
クリーンメタル株式会社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナスクリエート株式会社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売および損害保険代理業
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナステック株式会社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮津海陸運輸株式会社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千パーツ 220,000	100.00	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

- (注) 1 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。  
2 当社の連結子会社であったナストーア溶接テクノロジー株式会社については、平成26年3月24日をもって、所有する全株式を電元溶接テクノロジー株式会社へ譲渡しております。

#### (5) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品  
ならびに加工品の製造・販売  
フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (平成26年 3月31日現在)

① 当社

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA, INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、及びシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO., LTD.」があります。

(7) 従業員の状況 (平成26年 3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	1,992名	1,036名	38歳4月	16年7月
前年度末比増減	減126名	減5名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	19,912百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,025
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,260
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	4,900
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,179

## 2 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 558,000,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 154,973,338株（うち 自己株式数283,478株）

(3) 単元株式数 500株

(注) 当社は、平成25年11月25日開催の取締役会決議に基づき、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成26年4月1日付で、単元株式数を500株から100株に変更しております。

(4) 当事業年度末の株主数 27,431名

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口外）	10,476千株	6.77%
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	3,115	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,996	1.94
日本冶金協力会社持株会	2,522	1.63
日本証券金融株式会社	1,904	1.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	1.16
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	1,775	1.15
みずほ証券株式会社	1,648	1.07
前田建設工業株式会社	1,505	0.97
服 部 圭 司	1,420	0.92

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 持株比率は自己株式（283,478株）を控除して計算しております。



### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役社長	
諸岡 道雄	代表取締役	
笹山 眞一	取締役	
久保田 尚志	取締役	
橋之口 眞	取締役	
岡田 和彦	取締役	
山口 宗一	常勤監査役	
櫛木 一男	常勤監査役	
稲垣 多津夫	監査役	日本精線株式会社常勤監査役
長田 邦明	監査役	

- (注) 1 平成25年6月26日開催の第131期定時株主総会において、橋之口眞、岡田和彦の各氏は新たに取締役に選任され就任し、長田邦明氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第131期定時株主総会終結の時をもちまして、取締役 野中章男、杉森一太および監査役 飯盛孝夫の3氏は任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 笹山眞一氏は、平成26年3月31日をもちまして、辞任により退任いたしました。
- 3 取締役 岡田和彦氏は社外取締役であります。
- 4 常勤監査役 櫛木一男、監査役 稲垣多津夫の2氏は社外監査役であります。
- 5 監査役 稲垣多津夫氏の兼職先である日本精線株式会社と当社との間には、現在取引関係はありません。
- 6 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 岡田 和彦	取締役就任後の取締役会11回開催中11回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。
常勤監査役 櫛木 一男	取締役会14回開催中14回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中17回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 稲垣 多津夫	取締役会14回開催中9回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会17回開催中11回出席（うち1回は途中退席） 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

○各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 7 当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 8 当社は、取締役 岡田和彦、監査役 稲垣多津夫の2氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- 9 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。平成26年3月31日現在の執行役員の状況は以下のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員社長	木 村 始	
専務執行役員	諸 岡 道 雄	技術製造社長補佐、技術部・技術研究部・大江山製造所担当
常務執行役員	笹 山 眞 一	川崎製造所長、川崎製造所担当
常務執行役員	久保田 尚 志	経営企画部・経理部・総務部担当
常務執行役員	橋之口 真	営業本部長、営業本部（販売企画部・ソリューション営業部・高機能材営業推進部）・海外営業部・販売6支店担当
常務執行役員	長谷川 正	原料鉱石部・購買部担当
常務執行役員	堀 内 晃	経営企画部長、情報システム室担当
執行役員	高 橋 博 喜	技術部長
執行役員	池 上 雄 二	営業本部副本部長
執行役員	野 田 真 人	大江山製造所長
執行役員	大 田 富 貴	川崎製造所副所長
執行役員	小 林 靖 彦	内部統制室長
執行役員	木 内 康 裕	高機能材営業推進部長
執行役員	佐々木 秀 一	総務部長

(注) 常務執行役員 笹山眞一氏は、平成26年3月31日をもちまして、辞任により退任いたしました。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額 百万円	摘 要
取 締 役	8	114	
監 査 役	5	33	
計	13	147	
(うち 社外役員)	(3)	(20)	

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

## 4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号)第2条第1項に規定する業務に基づく報酬  
年額 43百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
年額 55百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたしません。

## 5 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

### (1) 決議事項

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

## (2) 決議内容

- ・上記①及び②については、

当社は、すべての役員および社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、

当社は、取締役会規程等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存および管理を行う体制を確立する。

- ・上記④については、

当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、ならびにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。

- ・上記⑤については、

当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため業務分掌規程、経営会議規程、業務執行規程により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役社長の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価および改善促進を目的とした業務監査等を行う。

- ・上記⑥については、

当社は、関係会社等に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、および承認申請等の具体的運営手続きを定め、グループ連結経営の向上を実現する。また、当社および企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）について共通のリスク管理規程を適用し、NASグループ全体のリスクを適切に管理するとともに、NASグループ各社のコンプライアンス担当部署の連携、当社内部統制室によるNASグループ全体を対象とした業務監査等により、企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。

また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧及び⑨については、  
当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事については、監査役の意見を聞くこととする。
- ・上記⑩及び⑪については、  
監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、取締役および使用人はこれに協力する。

## 6 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ. 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ. 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ. 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成26年3月に、平成28年度（2016年度）を最終年度とする「中期経営計画2014」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、引き続き予想される厳しい経営環境を踏まえ、安定した経常黒字確保と復配を実現するとともに、国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くことを目標とし、それに向けた諸施策を取りまとめました。本中期経営計画では、高機能材部門5,000トンの事業構造への転換により、安定収益基盤の確立を目指し、また、経常利益は、株式配当と自己資本充実の両方を確保できる利益水準である、連結ベースで40億円以上、単体ベースで30億円以上を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた施策として、以下の取組みを推進いたします。

- ① 収益力強化と財務基盤強化に向けた基本戦略
  - (ア) 高機能材拡販戦略の深化
    - (i) 成長事業分野・業種への取組み
    - (ii) 国内外における販売体制の強化
  - (イ) 高機能材事業の競争力強化策
    - (i) 汎用ルート化深耕による製造技術プロセス革新
    - (ii) 原料基盤の多様化による競争力の強化（コストダウンの推進）
    - (iii) アライアンスの積極活用
    - (iv) 納期競争力の強化
  - (ウ) 顧客ニーズに対応した品質サービスの強化
    - (i) 高機能材の付加価値の拡大
  - (エ) 一般材事業の強化
- ② 企業インフラの整備
  - (ア) エネルギーコスト上昇への対応
  - (イ) 業務改革の継続
  - (ウ) 技術基盤の強化と人材育成
  - (エ) グループ会社の生産、販売の連携強化
- ③ 設備投資内容 今後3年間で約140億円の設備投資を計画  
(内訳) ・競争力強化関連 30億円  
・事業基盤強化 85億円  
・関係会社関連 25億円
- ④ 環境への取組み  
環境保全活動の推進により地域社会との協調連帯を図り、また、資源の有効活用により、省資源・リサイクル・省エネルギーを推進し、持続可能な循環型社会の創出に貢献してまいります。
- ⑤ 内部統制への取組み  
企業集団における業務の適正を確保するための体制の維持向上に努めていくとともに、内部通報制度の機能拡充等によって、迅速な情報収集を進め、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行ってまいります。

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、当社ホームページ ([http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection\\_110516.pdf](http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_110516.pdf)) をご参照下さい。

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記(イ)の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記(エ)にて定義されます。）を開始するものとします。



また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合、または(ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。



当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (5) 上記(3)の取組みについての取締役会の判断

上記(3)の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記(3)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めするために実施されるものです。さらに、上記(3)の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議とサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記(3)の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記(3)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ※ 当社は、平成26年5月9日開催の当社取締役会において、本総会において出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する本対応方針に替えて、本対応方針の内容を一部変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(以下「新対応方針」といいます。)を新たに導入することを決議しております。新対応方針の詳細につきましては、後記の株主総会参考書類の「第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件」をご参照下さい。

# 連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	57,645	流 動 負 債	69,228
現 金 及 び 預 金	6,630	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	18,491
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,661	短 期 借 入 金	32,923
有 価 証 券	30	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	11,885
商 品 及 び 製 品	7,290	未 払 法 人 税 等	175
仕 掛 品	15,577	未 払 消 費 税 等	321
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,013	賞 与 引 当 金	627
繰 延 税 金 資 産	264	そ の 他	4,806
そ の 他	752	固 定 負 債	37,144
貸 倒 引 当 金	△572	長 期 借 入 金	17,026
固 定 資 産	79,725	繰 延 税 金 負 債	8,823
有 形 固 定 資 産	74,125	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,029
建 物 及 び 構 築 物	12,560	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,820
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	20,473	環 境 対 策 引 当 金	10
土 地	38,745	そ の 他	1,437
建 設 仮 勘 定	996	負 債 合 計	106,372
そ の 他	1,351	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	903	株 主 資 本	28,575
ソ フ ト ウ ェ ア	738	資 本 金	24,301
そ の 他	165	資 本 剰 余 金	9,542
投 資 そ の 他 の 資 産	4,698	利 益 剰 余 金	△5,135
投 資 有 価 証 券	3,994	自 己 株 式	△133
繰 延 税 金 資 産	142	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,387
そ の 他	593	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	695
貸 倒 引 当 金	△31	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
資 産 合 計	137,370	土 地 再 評 価 差 額 金	1,651
		為 替 換 算 調 整 勘 定	42
		少 数 株 主 持 分	36
		純 資 産 合 計	30,998
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	137,370

# 連結損益計算書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		119,903
売上原価		108,206
売上総利益		11,697
販売費及び一般管理費		9,872
営業利益		1,824
営業外収益		
受取利息及び配当金	98	
固定資産賃貸料	115	
その他	105	318
営業外費用		
支払利息	1,116	
有形売却損	103	
その他	311	1,529
経常利益		613
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	280	
子会社株式売却益	332	
保険差益	14	
その他	30	659
特別損失		
減損損失	10	
固定資産売却損	82	
事業構造改善費用	474	
その他	12	578
税金等調整前当期純利益		694
法人税、住民税及び事業税	241	
法人税等調整額	△32	209
少数株主損益調整前当期純利益		485
少数株主利益		5
当期純利益		480

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	△5,788	△132	27,923
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	480	-	480
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	173	-	173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	653	△1	651
当 期 末 残 高	24,301	9,542	△5,135	△133	28,575

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	646	△5	1,823	42	2,507	31	30,461
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	-	480
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	48	4	△173	1	△119	5	△114
当 期 変 動 額 合 計	48	4	△173	1	△119	5	537
当 期 末 残 高	695	△0	1,651	42	2,387	36	30,998

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

ナストア株式会社、ナス鋼帯株式会社、ナス物産株式会社、クリーンメタル株式会社、ナスクリエート株式会社、ナスエンジニアリング株式会社、ナステック株式会社、宮津海陸運輸株式会社、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたナストア溶接テクノロジー株式会社は、保有する全株式を電元溶接テクノロジー株式会社へ売却したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社10社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用会社はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

主要な非連結子会社はありません。

(関連会社)

主要な関連会社はありません。

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社2社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲に含めておりません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.（2月末日）を除き、連結決算日と一致しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

主として売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

主として従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### ③ 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当連結会計年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

(ヘッジ方針)

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

また連結子会社につきましても概ね当社と同様であります。

(ヘッジ有効性評価の方法)

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当連結会計年度末より適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、従来固定負債として計上しておりました「退職給付引当金」は、当連結会計年度末より「退職給付に係る負債」として計上しております。

この変更による連結計算書類への影響はありません。



## 6. 会計上の見積りの変更

当連結会計年度より、一部の連結子会社において退職給付債務の計算方法を原則法から簡便法に変更しております。この変更は、これらの連結子会社の従業員数の著しい減少によって高い水準の信頼性を持った数理計算上の見積りを行うことが困難となったため行ったものです。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、当連結会計年度において営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は298百万円増加しております。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	10,289百万円
(うち財団抵当)	(7,456)百万円
機械装置及び運搬具	17,637百万円
(うち財団抵当)	(17,584)百万円
土地	35,331百万円
(うち財団抵当)	(30,452)百万円
投資有価証券	1,212百万円
貯蔵品	759百万円
仕掛品等(注)	5,265百万円
計	70,492百万円

##### (2) 担保に係る債務

短期借入金	26,319百万円
一年内長期借入金	11,885百万円
長期借入金	17,026百万円
割引手形	529百万円
長期未払金	258百万円
未払金	410百万円
計	56,426百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	159,543百万円
3. 保証債務	
従業員住宅資金借入に伴う債務保証	27百万円

#### 4. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高	3,579百万円
受取手形譲渡高	439百万円

#### 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

当社 平成13年3月31日

一部の国内子会社 平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

145百万円

#### (連結損益計算書に関する注記)

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。 △21百万円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 154,973,338株（うち自己株式数 283,478株）

#### (金融商品に関する注記)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については銀行借入によることを方針としております。デリバティブについては、資産または負債の価格変動、金利変動及び為替変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を低減することを目的とし、デリバティブ取引をその手段として用いております。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建て売掛債権につきましては、為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。信用リスクについては、当社グループ各社の債権管理規程に基づき、営業管理部門が中心となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先の信用区分や取引相手毎の債権残高等を管理することにより、リスクの軽減に努めております。

有価証券及び投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。このうち、外貨建ての債務については為替の変動リスクに晒されておりますが、その一部を先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金については運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、一部の長期未払金は、主として設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。返済期限は最長で決算日後5年であります。このうち一部は金利変動のリスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

当社グループのデリバティブ取引は、外貨建て営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引等、及びニッケル原料等に係る商品相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品デリバティブ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記「3. 会計処理基準に関する事項 (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 ① ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、取引相手先を信用力の高い国内銀行または国内商社に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクは僅少であると考えております。また、その執行・管理については、取引方法及び取引権限等を定めた管理規程に従い、実行されております。なお、連結子会社についても概ね当社と同様であります。

また、営業債務や借入金等は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新し、手許流動性維持を図るなどにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を含んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,630	6,630	—
(2) 受取手形及び売掛金	20,661	20,661	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,272	3,272	—
資産計	30,563	30,563	—
(1) 支払手形及び買掛金	18,491	18,491	—
(2) 短期借入金	32,923	32,923	—
(3) 長期借入金	28,911	28,885	△25
負債計	80,325	80,299	△25
デリバティブ取引 (*)	(0)	(0)	—

(\*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらには、1年以内返済予定のものも含んでおります。

固定金利によるものは、元利金の合計を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

ただし、変動金利による長期借入金の一部については、金利スワップの特例処理の対象としており、当該スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	752

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	200円15銭
1株当たり当期純利益	3円10銭

(その他の注記)

金額の端数処理

百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,320	流 動 負 債	56,496
現 金 及 び 預 金	4,055	支 払 手 形	7,848
受 取 手 形	4,632	買 掛 金	7,551
売 掛 金	10,413	短 期 借 入 金	23,990
商 品 及 び 製 品	2,996	一年内返済予定の長期借入金	11,091
仕 掛 品	15,017	リ ー ス 債 務	231
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,040	未 払 金	1,189
前 払 費 用	67	未 払 費 用	2,002
短 期 貸 付 金	637	預 り 金	1,332
そ の 他	463	賞 与 引 当 金	320
固 定 資 産	78,395	設 備 支 払 手 形	590
有 形 固 定 資 産	65,882	そ の 他	351
建 物	8,221	固 定 負 債	32,942
構 築 物	2,904	長 期 借 入 金	15,670
機 械 及 び 装 置	18,637	リ ー ス 債 務	505
船 舶	1	繰 延 税 金 負 債	8,966
車 両 運 搬 具	0	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	483
工 具 器 具 及 び 備 品	86	退 職 給 付 引 当 金	6,781
土 地	34,460	環 境 対 策 引 当 金	10
リ ー ス 資 産	664	資 産 除 去 債 務	220
建 設 仮 勘 定	908	長 期 未 払 金	284
無 形 固 定 資 産	817	そ の 他	24
ソ フ ト ウ ェ ア	717	負 債 合 計	89,437
そ の 他	100	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	11,696	株 主 資 本	32,049
投 資 有 価 証 券	3,561	資 本 金	24,301
関 係 会 社 株 式	4,299	資 本 剰 余 金	9,542
関 係 会 社 出 資 金	17	資 本 準 備 金	9,542
長 期 貸 付 金	3,432	利 益 剰 余 金	△1,661
長 期 前 払 費 用	56	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,661
そ の 他	333	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,661
貸 倒 引 当 金	△2	自 己 株 式	△133
資 産 合 計	122,715	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,228
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	602
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	626
		純 資 産 合 計	33,277
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	122,715

# 損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		95,215
売 上 原 価		89,374
売 上 総 利 益		5,841
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,463
営 業 利 益		378
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	825	
固 定 資 産 賃 貸 料	366	
そ の 他	74	1,265
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	959	
手 形 売 却 損	74	
固 定 資 産 除 却 損	47	
そ の 他	241	1,321
経 常 利 益		322
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	268	
保 険 差 益	13	
そ の 他	1	282
特 別 損 失		
子 会 社 株 式 売 却 損	686	
減 損 損 失	10	
事 業 構 造 改 善 費 用	474	
そ の 他	12	1,183
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△579
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△149	
法 人 税 等 調 整 額	△0	△149
当 期 純 損 失 ( △ )		△430

## 株主資本等変動計算書

(自 平成25年 4月 1日)  
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 剰 余 金 計 合	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	△1,231	△1,231	△132	32,480
当 期 変 動 額							
当 期 純 損 失 ( △ )	-	-	-	△430	△430	-	△430
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	△1	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△430	△430	△1	△431
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	△1,661	△1,661	△133	32,049

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	587	-	626	1,214	33,694
当 期 変 動 額					
当 期 純 損 失 ( △ )	-	-	-	-	△430
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	△1
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	14	△0	-	14	14
当 期 変 動 額 合 計	14	△0	-	14	△417
当 期 末 残 高	602	△0	626	1,228	33,277

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

市場価格のないもの………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づき算定しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度において一括償却しております。



(4) 環境対策引当金

アスベスト除去及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理に関する支出に備えるため、当事業年度末においてその金額を合理的に見積もることができる額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しており、金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
為替オプション取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
通貨スワップ取引	外貨建取引及び外貨建予定取引等
商品デリバティブ取引	原材料及び買掛金
金利スワップ取引	借入金

③ ヘッジ方針

当社の社内規程である「ヘッジ取引規程」に基づき、資産の価格変動、為替変動及び負債の金利変動ほか、各種相場の変動による損失の可能性（リスク）を減殺することを目的にヘッジ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

貯蔵品	759百万円
仕掛品等(注)	5,265百万円
建物	7,263百万円
構築物	2,067百万円
機械及び装置	16,596百万円
土地	32,473百万円
投資有価証券	1,212百万円
計	65,634百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	23,900百万円
1年以内返済予定の長期借入金	11,091百万円
長期借入金	15,670百万円
未払金	410百万円
長期未払金	258百万円
計	51,329百万円

(注) 常に保管を要する金額を記載しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 140,845百万円

3. 保証債務

従業員住宅資金借入に伴う債務保証 27百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,373百万円
長期金銭債権	3,430百万円
短期金銭債務	4,462百万円

5. 受取手形割引高及び裏書譲渡高

受取手形割引高 1,754百万円

6. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法、及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

662百万円

## 7. 圧縮記帳

過年度に取得した資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は396百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物付属設備 11百万円、機械及び装置 385百万円であります。

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	39,794百万円
	仕入高等	13,010百万円
	営業取引以外の取引による取引高	1,069百万円
2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（△は戻入額）が売上原価に含まれております。		△14百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	283,478株

### (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金繰入額損金算入超過額	2,413百万円
賞与引当金繰入額損金算入超過額	131百万円
役員退職慰労引当金繰入額損金算入超過額	9百万円
貸倒引当金繰入額損金算入超過額	1百万円
投資有価証券評価損否認額	1,376百万円
減損損失	1,795百万円
土地再評価差損	88百万円
税務上の繰越欠損金	15,110百万円
その他	508百万円
繰延税金資産小計	21,432百万円
評価性引当額	△21,432百万円
繰延税金資産合計	一百万円
繰延税金負債	
土地再評価差益	483百万円
合併による土地再評価差額金	392百万円
分社による土地再評価差額金	8,534百万円
その他	40百万円
繰延税金負債合計	9,449百万円
繰延税金負債の純額	9,449百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
(有形固定資産)			
機械及び装置	331	273	58
船	33	33	-
工具器具及び備品	572	565	7
(無形固定資産)			
ソフトウェア	79	77	3
合計	1,016	948	68

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1年内	46百万円
1年超	22百万円
合計	68百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

3. 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	99百万円
減価償却費相当額	99百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ナストーア株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	2,693百万円	売掛金 受取手形	114百万円 547百万円
			資金の援助	資金の貸付(注2) 資金の回収	187百万円 277百万円	短期貸付金 長期貸付金	187百万円 3,430百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	0百万円	預り金	166百万円
子会社	ナス鋼帯株式会社	直接 100%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	4,095百万円	売掛金 受取手形	119百万円 307百万円
			資金の活用	資金の預り (注4) 支払利息	1百万円	預り金	431百万円
子会社	ナス物産株式会社	直接 98%	当社製品の販売	製品の販売 (注1)	32,790百万円	売掛金 受取手形	2,997百万円 2,367百万円
			当社製品の原料等購入	原料等の仕入(注5)	8,034百万円	買掛金 支払手形	1,225百万円 261百万円
			資金の援助	資金の貸付(注3) 資金の回収 貸付金利息	450百万円 450百万円 7百万円	短期貸付金 その他流動資産	450百万円 0百万円
			資金の活用	資金の預り(注4) 支払利息	1百万円	預り金	581百万円

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 資金の貸付については、無利息としております。なお、土地・建物等を担保として受け入れております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 資金の預りについては、当社がグループ会社に提供するキャッシュマネジメントシステムに係るものであります。また、資金の決済が随時行われており、取引金額としての把握が困難であるため、期末残高のみを記載しております。
- (注5) 原料等の仕入れについては、ナス物産株式会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して発注先及び価格を決定しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	215円12銭
1株当たり当期純損失	△2円78銭

## (その他の注記)

金額の端数処理  
百万円未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成26年5月19日

### 八 重 洲 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 本 間 英 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 久 具 壽 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 三 井 智 宇 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社  
取締役会 御中

平成26年5月19日

### 八重洲監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	本間 英雄	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	久具 壽男	㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	三井 智宇	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第132期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第132期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。

- ① 取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等から、その構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5月21日

日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	山口 宗一 ㊟
常勤監査役 (社外監査役)	櫛木 一男 ㊟
監査役 (社外監査役)	稲垣 多津夫 ㊟
監査役	長田 邦明 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役久保田尚志氏が任期満了となります。

また、取締役笹山眞一氏は、平成26年3月31日をもちまして、辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	くぼ た ひさ し 久保田尚志 (昭和30年3月16日生)	昭和53年4月 当社入社 平成20年6月 当社取締役経理部長 平成22年6月 当社常務取締役経理部長 平成24年6月 当社取締役常務執行役員経理部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員 現在に至る  (担当) 経営企画部、経理部、総務部担当	38,500株
※2	おお た とみ き 大田富貴 (昭和32年6月12日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年5月 株式会社YAKIN川崎製造部長 平成21年10月 同社設備部長 平成22年6月 当社川崎製造所副所長兼設備部長 平成23年7月 当社川崎製造所副所長 平成24年6月 ナストリア溶接テクノロジー株式会社常務取締役  平成25年6月 当社執行役員川崎製造所副所長 平成26年4月 当社常務執行役員川崎製造所長 現在に至る  (担当) 川崎製造所長	23,500株

(注) 1. 候補者番号の箇所に※とあるのは新任の取締役候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

### 第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役長田邦明氏が辞任により退任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社の定款の規定により、前任者の任期満了の時までとなります。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
まえ 前 だ 田 ひろ 博 み 美 (昭和24年6月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 当社川崎製造所総務部長 平成15年6月 当社資材部長 平成19年6月 ナス物産株式会社取締役経理部長 平成23年6月 同社常務取締役経理部長 平成25年10月 同社常務取締役総務部長 現在に至る	8,500株

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2 候補者前田博美氏は、平成26年6月19日に開催されるナス物産株式会社の定時株主総会において、常務取締役総務部長を退任され、同社監査役に選任される予定であります。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)	がな 名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
ほし 星 かわ 川 のぶ 信 ゆき 行 (昭和45年8月15日生)	平成14年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 平成15年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	0株

- (注) 1 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2 社外監査役候補者に関する会社法施行規則第76条第4項に定める事項の内容  
① 候補者星川信行氏は、社外監査役の候補者であります。  
② 同氏は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。  
③ 同氏は直接、企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。  
④ 同氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以 上

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年5月16日に開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。原対応方針の概要につきましては、前記の事業報告の6.（3）「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要」15頁から17頁をご参照ください。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、当社定款第13条に基づき、同年6月28日に開催の当社第129期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、平成26年5月9日に開催の当社取締役会において、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、下記の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。そこで、当社定款第13条に基づき、本対応方針の導入に関して、ご承認をお願いするものです。なお、本対応方針は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、本対応方針は、大規模買付情報リストの一部に含まれる情報の例として、反社会的勢力との関係に関する情報を追加したほか、原対応方針から実質的内容に変更はありません。

### 記

#### 1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保または向上させることを目的として、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は製品の原料たるフェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までを一貫生産するわが国唯一のメーカーであり、その事業は幅広い範囲に及んでおり、また当社の企業価値の源泉は、当社の技術力・開発力、ビジネスモデル、様々な利害関係者との強固な信頼関係等多岐に亘っています。また、当社は、中期経営計画に基づく取組み等の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者（下記2.（1）（i）において定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為（下記2.（1）（i）において定義されます。以下同じです。）の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況・当社の企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うことを意図したものであったり、株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を發動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主および大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙1をご参照下さい。

## 2. 本対応方針の内容

### (1) 大規模買付ルールの設定

#### (i) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①もしくは②に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

#### (ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

#### (ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

#### (イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

#### (ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等<sup>8</sup>を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

#### (エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。



(iii) 大規模買付情報の提供

上記 (ii) の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>9</sup>（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記 (ii) (ア) ⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記 (iv) において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みを含みます。以下同じです。）に関する意見を含みます。）
- ③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性



- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑮ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
- ⑯ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様の開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様の開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様の開示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様の開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会（下記(3) (i) (ア)をご参照下さい。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入。当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に対して通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会（下記(2) (i) (ア) ②において定義されます。以下同じです。）を招集する場合については、下記(2) (i) (ウ)をご参照下さい。

- 
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
  - 9 なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

## (2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

### (i) 対抗措置の発動の条件

#### (ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

##### ① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまはは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

##### ② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いましくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

#### (イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

##### ① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまはは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまはは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。例えば、別紙2に掲げる場合のいずれかに該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付行為は濫用的な買付行為であると認められるものと考えます。

当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合、下記(3)  
(i) (イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であって、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

なお、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

### (3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

#### (i) 特別委員会の設置および諮問等の手続

##### (ア) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員会の委員には、原対応方針における特別委員会の委員である藤原哲氏、宮本岳氏、稲垣多津夫氏および岡田和彦氏の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙4「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりです。

##### (イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意識確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

##### (ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。



上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、取締役会評価期間の延長の是非、対抗措置の発動の是非および発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとし、ます。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、平成26年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意識確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとし、ます。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとし、ます。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

### 3. 本対応方針の合理性について

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

#### (2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記2. (3) (ii) (ア) に記載のとおり、平成26年5月9日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。なお、本対応方針は本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記2. (3) (ii) (イ) に記載のとおり、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるとしております。

さらに、上記2. (3) (iii) に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

#### (4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)(i)に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (5) 特別委員会の設置

上記2.(3)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

#### (6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は平成29年6月に開催予定の当社第135期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

### 4. 株主・投資家の皆様に与える影響

#### (1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当てにおいても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たり



の経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

### **(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続**

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

## **5. その他**

本対応方針は、平成26年5月9日に開催の当社取締役会において、社外取締役1名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意を示しました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以 上

(別紙1)

### 当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口外)	10,476千株	6.77%
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,115	2.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,996	1.94
日本冶金協力会社持株会	2,522	1.63
日本証券金融株式会社	1,904	1.23
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,800	1.16
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1,775	1.15
みずほ証券株式会社	1,648	1.07
前田建設工業株式会社	1,505	0.97
服部圭司	1,420	0.92
計	29,164	18.85

(注) 1. 当社は、平成26年3月31日現在自己株式283,478株を有しております。

2. 平成26年5月9日現在、以下の大量保有報告書が、関東財務局に提出されておりますが、当社として上記期末における実質所有株数の確認ができておりません。

株式会社三菱東京UFJ銀行他の連名により、平成24年10月29日付で提出  
(株券等保有割合5.01%)

以上

(別紙2)

濫用的な買付行為であると認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様へ当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

以上

(別紙3)

### 本新株予約権の概要

#### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

#### 2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

#### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

#### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

#### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

#### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

#### 7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者<sup>1</sup>、②特定大量保有者の共同保有者<sup>2</sup>、③特定大量買付者<sup>3</sup>、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者<sup>4</sup>（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社の普通株式を交付

することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置の発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- 
- 1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
  - 3 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
  - 4 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

(別紙4)

特別委員会委員の略歴

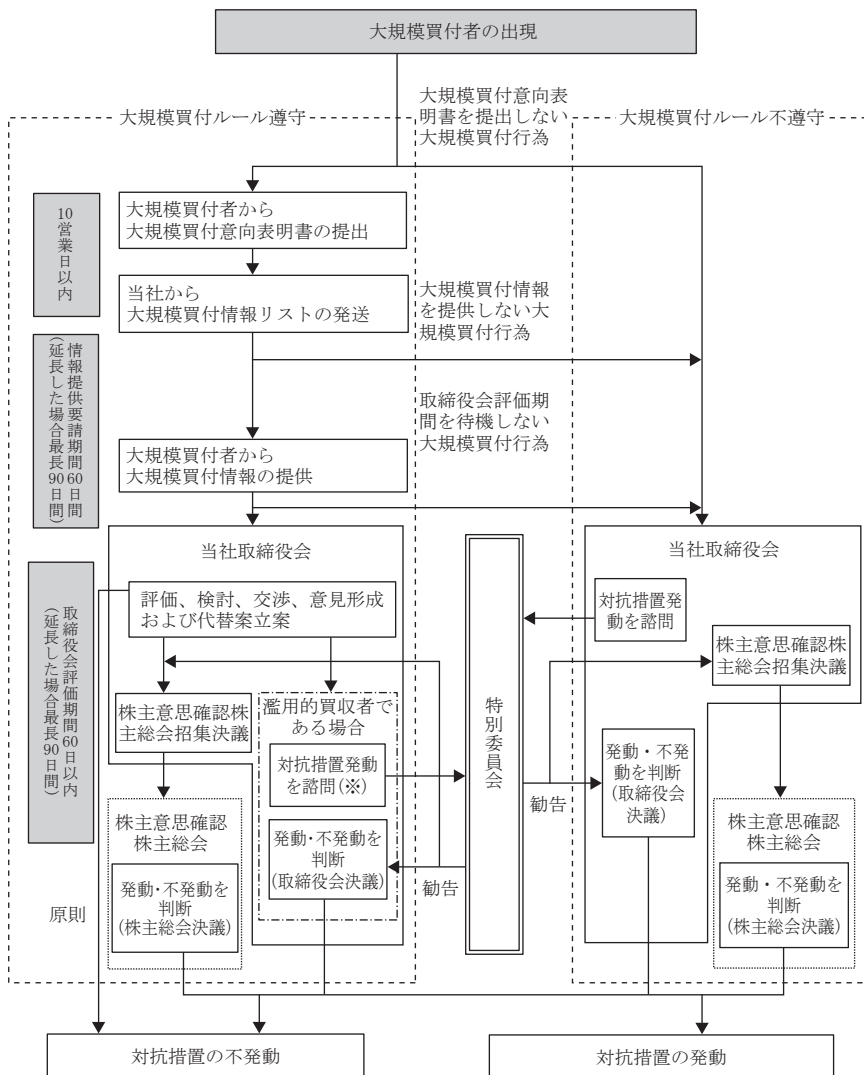
- 藤原 哲(ふじわら さとる)：公認会計士・税理士
- ・平成元年10月 中央新光監査法人入所
  - ・平成5年3月 公認会計士登録
  - ・平成9年2月 藤原公認会計士事務所所長(現職)
  - ・平成10年3月 税理士登録
  - ・平成13年4月 株式会社アドミラルシステム(株式会社A S J) 監査役(現職)
  - ・平成18年9月 日本社宅サービス株式会社監査役
- 宮本 岳(みやもと たかし)：弁護士
- ・平成8年4月 最高裁判所司法研修所入所
  - ・平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会)
  - ・平成16年8月 宮本岳法律事務所開設
  - ・平成19年5月 内幸町法律会計事務所開設
  - ・平成23年7月 宮本岳法律事務所開設(現職)
- 稲垣 多津夫(いながき たつお)：当社社外監査役
- ・昭和49年4月 大同興業株式会社入社
  - ・平成15年4月 大同ステンレス株式会社転籍
  - ・平成17年6月 同社大阪販売部長
  - ・平成19年10月 日本精線株式会社大阪支店部長
  - ・平成20年4月 同社大阪支店長
  - ・平成22年6月 同社常勤監査役(現職)
  - ・平成24年6月 当社社外監査役(現職)
- 岡田 和彦(おかだ かずひこ)：当社社外取締役
- ・昭和43年4月 宇部興産株式会社入社
  - ・平成11年6月 同社取締役経営管理部長
  - ・平成13年6月 同社取締役常務執行役員経営管理部長
  - ・平成15年6月 同社取締役専務執行役員経営管理室長
  - ・平成17年6月 同社代表取締役副社長執行役員
  - ・平成23年6月 同社相談役
  - ・平成25年6月 当社社外取締役(現職)

なお、当社は、稲垣多津夫氏および岡田和彦氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。

以 上

(ご参考)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



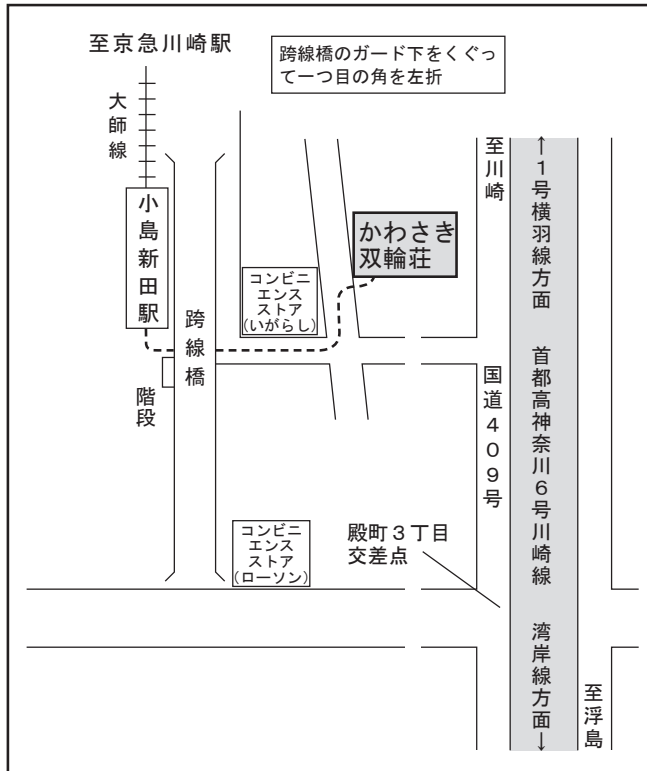
※ 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

以上

# 第132期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目 8 番14号  
かわさき双輪荘 1 階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

会場には駐車場の用意がありませんので  
電車等をご利用ください。